



日刊動労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
(鉄道)千葉 2025-2036番

電話 | (銀龍) 十葉 2935・2936番
 (公) 千葉 (22) 7207番

90.5.18 No. 3219

No.

解雇者全員の原職奪還へ

公判斗争を全力でたたかおう！

当面する
スケジュール
5/19 不当処分
粉砕
総決起集会
5/23 挟山中
央集会
5/27 三塙
総決起集会
起
5/28 オリジン
スト公判

四月二三日、八六・二
追及が行われた。
第二波ストライキにおいて解雇された八名の解雇を求めた第二波ストリート回公判が千葉地裁において行われた。
今回公判では、石井（
当時）労働課長に対し、
勤労千葉弁護団から鋭い
業務移管問題である。業務
移管の目的は何か？何
故著しく効率が悪くなる
ようなことを行ったのか
？千葉と東京の車両配置
の比率はどうだったのか

牛講団の追及に
石井講へハシロコヤシロ

JR側は提訴以来すでに三年間もの間、採用差別の実態が暴き出される事を恐れて、公判の進みます。いいのだ」「実態審理など行わず、ただちに結審しろ」「採用差別などJRは一切関係ない」云々

五月七日、清算事業団裁判第十六回公判が開催された。行を妨害し続いている。いわく、「裁判所は、国鉄改革法だけ判断すれば

解雇撤回!! 決算争勝利!!

本編特集

明日19日 総決起集会

千葉市民会館で集まる

JRは地方委命令を守れ!!

案して（採用を）決定しうることは当然」と開き直つたのである。

もはや、十二名が勤労千葉組合員であることのみをもって「不採用」にしたことは明らかである。裁判所は、ただちに事実

いる！」が採用されてい
る事実を明らかにした組
合側準備書面に対し、何
と、「処分後ににおける事
情、すなわち勤務態度、
勤務意欲等を総合的に勘

審理をおこなえ！
闘いなかばにしてたお
れた磯辺さんの無念を胸
に全員の原職奪還にむけ
て最後までたたかいぬこ
う！

書」の強要をもつて就業を認めなかつたことに追及が及ぶと、ここでも石井は完全にシドロモドロ、具体的にダイヤを示しながら何故確實に動く列車

したことが石井の証言から明らかとなってしまい、この日の証言を通して「政治ストであり悪質」なる当局側の「解雇正当論」の唯一の論拠は、完全に崩れてしまつたのである。

まで止めたのか?と追及する弁護団の質問にたゞ下を向くばかりであつた。処分を拡大するためには「確認書」を強要

次回も組合側反対尋問
続行。当局の勤労千葉破
壊の意図を暴き、八名の
解雇撤回をかちとろう！